

令和7年度山形県高齢者・障がい者虐待防止会議 議事録

日時：令和8年1月30日（金）
午後2時30分～午後4時30分
会場：山形県庁1002会議室及び
WEB開催

1 開会

2 挨拶

酒井健康福祉部長

3 協議

事務局より山形県弁護士会 石垣委員を座長に提案し、委員了承。
協議の進行を座長に交代。

(1) 高齢者・障がい者虐待の状況について

令和6年度の高齢者・障がい者虐待の状況について、【資料1、2】により事務局から説明。

(2) 高齢者・障がい者虐待防止等に係る取組み状況等について

市町村の高齢者・障がい者虐待防止等に係る体制整備状況について【資料3、4】により事務局から説明。関係団体の取り組みに関する課題等において、新規・拡充した事業について各団体より説明がなされ、また、事前に各団体より相談・質問のあった事項について、事務局から回答。

(座長：石垣委員)

山形県知的障害者福祉協会様より、「会員施設からも虐待事案の報告があるため、より具体的な虐待防止の取り組み、研修内容等を企画していかなければならない」という課題を事前にいただいております。山形県知的障害者福祉協会の菊地委員から補足等があればご発言をお願いします。

(菊地委員)

事前に提出させていただいたとおり、虐待案件については当協会の方でも確認している状況にあります。

障がいのある方が利用される施設を運営している団体であるため、虐待防止のための研修等の充実といった取組みは喫緊の課題だと感じています。

(事務局)

山形県知的障害者福祉協会様から、より具体的な虐待防止への取組み、研修の企画ということでご意見いただきました。例年、施設従事者及び自治体職員を対象とした障がい者虐待防止権利擁護研修といったものを実施しており、虐待防止の取組みを進めているところです。

施設職員の支援の一助となるように、研修を継続してまいります。厚生労働省のホームページにおいて、虐待防止に関する動画など公開されておりますので、各施設での研修などに活用いただけるよう、周知に努めてまいります。

(座長：石垣委員)

山形県手をつなぐ育成会様より、「育成会は直接虐待案件に関わることはないが、市町村育成会に情報提供していきたくないので、行政や関係機関からのタイムリーな情報提供をお願いしたい」との要望を事前にいただいております。

(事務局)

施設における虐待につきましては、通報後の施設職員の意識改革、体制の見直しなどの改善が大変重要であると認識しております。

虐待認定を行った市町村と連携しまして、情報提供を含めまして適切なサービスの提供につながるよう、引き続き協力してまいります。

(座長：石垣委員)

成年後見センター・リーガルサポート山形支部様より、「居室での面会制限はいつまで続くのでしょうか。居室が清潔な状態に保たれているか否かも虐待の判断材料となるのではないか」との質問を事前にいただいております。

なお、居室とは特定のサービスを指すものではなく、病院、高齢者施設、障がい者施設等を含むとのことでした。

(事務局)

居室での面会については、病院等の各施設が判断されております。

なお、通常面会制限を設けていない施設においても、感染症の拡大時期においては、入居される方の健康を第一に、制限を設けることもあります。

(石沢委員)

居室での面会制限については病院が多い印象があります。特殊な場所ですので致し方ないと思いますが、精神科病院などで長期入院されている方などですと、居室を見ておきたいという方も多いのではないかと思います。

(座長：石垣委員)

続きまして、今までの事務局からの説明も含め、関係各団体の皆様から名簿順にご意見をいただきたいと思っております。

(黒木委員)

高齢者、障がい者ともに、家庭内における養護者による虐待が依然として大きな比重を占めていると感じました。虐待というのは、特別な家庭の問題ではなく、誰の身近にも起こり得る、人権課題であるということが改めて確認されたのではないかと思います。

虐待の背景には、介護疲れや孤立、あるいは経済的な困窮や、認知症や障がい特性への理解不足など、複合的な要因が重なっている例が多く、加害者・被害者といった単純なものではありません。虐待の複雑性を表すことは、難しいのではないかと感じています。

人権擁護委員の立場として、特に重視したい視点で申し上げますと、虐待防止は発生後の対応だけでなく、早期発見・未然防止が重要だと思います。虐待に至る前の孤立の解消など、総合的な人権政策というものが必要ではないでしょうか。

また、虐待の通報があった時点で初めて問題が生じるわけではなく、その前段階として、例えば表情がいつもと違っている、元気がない、口数が減ったなどのサインがあると思います。他にも、外傷があるなど、人権侵害のサインがあります。

人権擁護委員の立場としては、地域の身近な存在として、そうした小さな違和感を受け止め、相談につなぐという役目を果たすことが一層大事になってくるのではないかと思っております。

あわせて、被虐待者だけでなく、養護者自身も孤立や困難の中で追い詰められている可能性もあります。虐待者への支援についても、非常に重要です。

虐待防止については、人権啓発の中心的なテーマの一つとして位置づけ、高齢者の家族や障がい者の支援に関わる家族、自治会など地域住民を含め、わかりやすい人権学習や啓発の機会を増やしていくことが必要です。

地域包括支援センターや障がい者権利擁護センターなど、様々な関係機関と連携してまいりたいと考えています。

(事務局)

黒木委員からいただいたご意見のとおり、虐待に至る予兆の段階で適切な支援につなげられるよう、市町村と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

(松田委員)

法務局では、県内約 240 名の人権擁護委員と連携し、広く一般の方に向けて高齢者虐待防止を含む人権啓発活動を行っています。

法務局では常設の相談所も開設しており、高齢者の虐待を含む各種人権に関する相談を

日々受け付けております。寄せられた人権相談の中で、高齢者の虐待に該当する事案があった場合は、相談者の意向を確認のうえ人権侵犯事件として立件することもあります。また、所掌する機関におつなぎすることもあります。

先日受けた相談で、まさしく 8050 問題と感じる事案がありました。同居する息子から、暴力があるといった高齢夫婦からの相談でした。対応としては、相談者の意向として自宅に帰りたいという気持ちが強かったこと、直ちに生命、身体の危険を確認できなかったことから帰宅の選択をされました。

養護者、同居者の支援といった視点では、虐待を防ぐことが大変重要だと考えております。また、同居の息子の場合が多いですが、多重の困難を抱えているご家庭への支援のため、引き続き連携して取り組んでまいりたいと感じております。

(事務局)

介護者の方がストレスや困窮を抱えていることで、虐待につながるというデータもあります。そうしたことを踏まえ、関係機関と連携しながら虐待の未然防止に努めてまいります。

(石沢委員)

成年後見制度について、市町村の受任者調整会議などで様々なケースを聞いております。

例えば、被虐待者に子供が複数いて、一人の子供が親を介護し虐待に至った場合、ほかの子供が親の介護をしない状況が続き、介助している子供が一生懸命に親を介護をしていくうちに虐待してしまう。この介助者を「虐待者」といいますが、実はほかの子供たちも同じように「虐待者」なのではないかと感じています。

成年後見制度の利用のため市町村に申し立てに来られるのは、親の介護をしない方々が仕方なく市町村に相談するといったケースになっています。

また、高齢者に限ってですが、高齢者の虐待の傾向として、介護認定の状況や認定を受けている人の自立度、家族形態などの統計を取ってみてはいかがでしょうか。その結果、虐待に至る注意を要する家族の形がある程度特定でき、重点的に声かけをすることができるのではないのでしょうか。

(事務局)

県独自調査の結果などから、確かに一定の傾向をつかむことが可能かもしれません。ただ、虐待の対応を行っている市町村や支援に関わる方が個別の家庭の事情にどこまで立ち入れるかというのは、非常に難しい点だろうと思います。

データの傾向をもとに、注意を要する家庭を特定するのは詳細に分析しないと難しいかと思いますが、情報を市町村と共有しながら検討してまいります。

(菅委員)

近況報告となりますが、現場で特に深刻化しているのは、経済的虐待です。肌感覚ではありますが多くなっていると感じています。

専門職派遣事業や市町村職員向けの高齢者虐待防止情報交換会を初任者と現任者向けに9月と2月に開催していますが、行政では虐待の窓口担当者は異動になってしまいます。担当者が変わった場合、課題をどのようにつないでいくかといったことも含め、研修の検討とさせていただいております。

経済的虐待に関しては、昨今の経済状況から家庭での経済的な問題が必ず関係してきます。家庭の生活を支えるために、高齢者の年金を搾取するというケースが大変多くあります。

続いて多い課題は、支援の拒否についてです。意思表示、意思決定支援に関して我々専門職としても、どのような対応をとるとよいのか、主観ではなくアセスメントシートなどを活用し、客観的に課題を整理し、構造化し課題解決に向け推進してまいりたいと考えております。

(庄司委員)

社会福祉協議会では、民生委員やボランティア等と連携し、訪問活動やサロン活動等を通じて、日常的な見守りによって虐待リスクの早期発見、未然防止に努める活動を行っています。

また、市町村や地域包括支援センターなど様々な福祉関係事業所等の関係機関との連携調整役として、継続的な見守りやサービス調整を図るとともに、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用支援等を通じ、判断能力が十分でない方の意思表示の支援や経済的虐待、心理的虐待の防止に努めています。

今後とも地域に密着した福祉の中核機関として、必要な役割を果たしてまいりたいと考えております。

なお、もしわかれば結構ですが、先ほどの説明で、本県の虐待の状況について説明がありましたが、全国47都道府県の中で山形県の虐待の状況はどの程度でしょうか。

あわせて、本県における様々な虐待防止の取り組みについて説明がありましたが、他県における虐待防止に関する有効な取組事例など、今後本県が参考とすべきような情報を把握している範囲で紹介いただきたいと思います。

(事務局)

高齢者虐待における、全国の中での山形県の位置ということでしたが、全国の公表資料を見ますと、単純な件数比較が出ております。東北六県の中では虐待件数は少ない方かと見ておりますが、人口もございますので今後分析してまいりたいと思います。他県における効果的な啓発事例についても、今後情報収集してまいりたいと思います。

障がい者虐待においても、虐待件数の分析や他県における啓発事例など確認してまいりたいと思います。

(粕川委員)

山形県医師会としては、虐待の現場に実際に遭遇することは極めてまれですが、虐待防止などに関わる取り組みについてご説明させていただきたいと思います。

まず、啓発としては県が作成した虐待状況についての公表資料等をホームページに掲載し、県民及び会員への情報提供を行っております。また、かかりつけ医研修会として、かかりつけ医の能力を維持向上するための研修会等を開催し、虐待の早期発見・未然防止につなげております。認知症の方は虐待にあう可能性が高いため、認知症対策各種研修会等の連携協力を行っております。この度、県の委託事業として、認知症の研修会を2つ、かかりつけ医認知症対応力向上研修、認知症サポート医フォローアップ研修を行っております。

(菅野委員)

山形県看護協会では看護職を対象に、主に認知症患者に対応する職員へ研修企画に取り組んでおります。課題としては、ここ数年研修に参加する職員が若干減っているところになっています。研修参加者の減少については、詳しく分析を行っておりませんので、具体的な理由は把握しておりませんが、看護職不足により、研修に職員を出席させることができないという情報もあることから注視してまいりたいと思います。

本日の報告の中で、精神科病院における看護師による虐待の報告がありました。大変残念なことですが、精神科病院で働いている看護師は精神科看護協会という協会に入っており、看護協会に入会されておられませんのでお互いに連携し看護職として虐待防止に努めてまいりたいと思っております。

看護職として、訪問看護で実際にご自宅に伺う職員がとて増えています。訪問看護師は、在宅で直接ご家庭に伺い家庭状況を見ておりますので、そういった場面で虐待の早期発見に努めていくことができればと思っております。訪問看護の方を対象に、引き続き研修などの案内をしていきたいと思っております。

(山川委員)

当法人では、山形県より認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症対応型サービス事業所の開設者や管理者、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修などの認知症関連の研修を受託しています。私も山形県の認知症介護指導者として、企画及び講義を担っている立場から現場の状況など把握している部分をお伝えさせていただきます。

資料1の2ページに、毎年の虐待状況が出ておりますが、最近多い虐待の傾向として、

複数の従業者が複数の利用者に対して虐待をするというのが、ここ数年の傾向ではないかと思っています。

虐待者には経営者もおおり、一緒に虐待をするという事例もあります。それを分析すると、組織風土といいますかその事業所が虐待ということがわかっていないか、「これではしょうがないんだ」という諦めがあるのか、そのような事業所がコロナ禍を含めた閉鎖された状況で増えてきた気がします。また、適切なケアを行っている事業所と、不適切ケアを致し方なくやっている事業所の差が出てきていると感じているところです。資料1の1ページにあるような、不適切ケアを改善するためには、悪い事例にばかり注目せず優良事例の紹介というポジティブな研修をしていく必要もあると思っています。

組織の中には、集団で不適切ケアを行いながらも「どうしたらよいかわからない」と思っている職員もいるものと思います。管理者研修において、施設として認知症に関する権利擁護に関する研修を年2回、新人研修を必ず行う必要がありますが、理解していない事業所もあります。

行政による運営指導も少し甘いのではないかと感じますので、適切に研修を実施しているか確認いただきたいと感じています。

資料1の7ページでは、虐待に至った原因が記載されています。虐待者の6割が介護の協力者がいないとか、介護疲れがあるというのはずっと続いております。介護保険も進化し、相談する窓口や地域包括もありながら虐待に至るとするのは地域の掘り起こしがまだまだ必要だと感じました。

山形県社会福祉士会の菅委員が発言されたとおり、昨今では経済的な理由で介護保険の利用控えもあります。わかっているけど利用できないという方もおり、様々な制度があるはずですが、そのサービスが届かず利用控えの結果、ネグレクトや経済的虐待につながるという現状が確かにあると感じます。その点も課題ではないかと思いました。

(事務局)

運営指導が甘いのではないかとのご指摘をいただきました。

定期的に県の職員が事業所に対し運営指導を行っているところですが、その頻度を高めることは、人間的な面で難しい部分もございますので、運営指導の際は虐待研修の実施の有無を含め、しっかりと状況確認をするように徹底してまいります。

また、経済的虐待について改めてお話がありました。これまでは、身体的な虐待が典型的な例として多い傾向にありましたが、昨今の経済情勢を反映したものと思います。御指摘を踏まえ、経済的虐待についても考えてまいります。

(佐々木委員)

全国の虐待のデータは厚生労働省のホームページから見ることはできますが、概ね同じような傾向ではと思います。山形県では介護老人保健施設の虐待は1件と極めて少ないで

すが、ゼロにするというのは難しいと感じています。

山形県では介護施設に対する信頼度は高いと言われており、家庭でどうにもならなくなったから施設に入れるという風潮があります。その前にレスパイト機能を使って、短期間の利用を行ってほしいと考えています。特に大抵の老人保健施設は在宅復帰を目指し、復帰率を高めるために数床を空けている状況です。したがって、施設として受け入れられないということでもないと思います。

最後に一つお願いがあります。訪問看護、訪問介護、訪問リハといった訪問系の職員が、高齢者から虐待のようなことを受けている場合があります。

例えば、訪問すると自宅のテレビでいわゆるアダルトビデオが流れている事例もあります。本日の会議の趣旨とは異なりますが、このあたりの調査を一度行っていただければありがたいと思います。

(事務局)

短期間の利用についてご提言、大変ありがとうございます。対応を検討してまいりたいと思います。

また、訪問系の職員が訪問先で逆虐待の被害にあうとのことでしたが、いわゆるカスタマーハラスメントに該当するものかと考えております。虐待対応とは別に対応を検討してまいりたいと考えております。

(佐々木委員)

「虐待すること」と「虐待されること」は同じことだと考えています。結局、どちらに回るかということだけで、基本的には同じことだと考えていただければと思います。

(事務局)

呼び名の違いなのかと思いますが、共通する部分は大きいと思います。そういったことを念頭に考えてまいります。

(五十嵐委員)

昨年もお話しさせていただきましたが、圧倒的に家庭内における虐待が多く、また、虐待を受ける方の傾向として、認知症の診断を受けられた方、もしくは認知機能が低下されているような方が虐待の対象になっていることが多いようです。

私たちの団体では、昨年6月の総会の際に「認知症とともにある家族の権利宣言」というものを5つの章立てで決議しました。認知症の人に対しても、基本法、国の基本計画、県の計画など様々な取り組みが行われるようになってきておりますが、一方で認知症の方が安心して生活するためには、家族の安心・安定というものは欠かせないと思っています。しかし、その裏返しのような虐待行為に至っているということは、虐待者本人の個人

的な状況に責任のすべてを押し付けてしまうことはできないのではないかと思います。

要するに、様々な意味で地域における人と人との関わりや情報に触れる機会がないような環境にあるなど、一定の配慮も必要ではないかと考えております。

権利宣言の3つ目の項目には、「家族が必要な支援を受けられること」を盛り込んでおります。家族の多様な状況を理解したうえで、家族の形が多様化していること、例えば老々介護、複数介護、若年性の認知症介護、シングル介護、仕事と介護の両立、子育てと介護の両立、子供などの弱者による介護、いわゆるヤングケアラー、親の介護と障がいを持つ兄弟姉妹の介護、病気をもちながらの介護など、様々な形で介護が行われているということを踏まえ、家族の健康もしくは就労に危機的な状況が発生した場合はどうしても弱い立場のものに何かしらの負担がかかってしまうことは当然あることだと思います。そういった時に、認知症の方への医療と介護の質を保障していくことと同時に、家族が適切な介護を行うための情報提供や様々な選択肢を提示していただければということが保障されなければならないと思っています。

具体的な形としては、介護保険の中にケアプランがございますが、家族のためのケアプランの作成というような意識を持っていただきたいと思います。家族のためのケアプランに基づいた家族への支援もあっていいのではないかと思います。

要するに、介護の必要のない家族への支援ではなく、認知症の方または介護が必要な方を支える家族が、どうしたら安心して介護を継続していけるのかというための支援計画を作成するという事です。家族が抱える課題を明確にしたうえで、社会の中、地域の中でそのような視点を今後持ってほしいと思います。そのことが、ひいては虐待を防止する一つの取り組みになると思います。

家族の会としては、虐待と構図は違いますが、介護心中について、非常に大きな問題と考えております。介護者自身の命を絶ちながら、要介護者の命も殺めてしまうというのは、地域における大きな課題だと思います。虐待とは構図は違いますが、地域の中で考えていかなければいけない課題です。特に申し上げたいのは、介護保険や健康保険などの制度が変わる時に、このような事例が非常に多く発生することが過去の状況からうかがえるということです。

現在検討されている様々な制度改正が、結果的にそのようなことの引き金にならないように考えていかなければいけないと思っています。

(丹野委員)

介護支援専門員というのは介護保険領域のケアマネジャーになりますが、虐待のケースにも出会うことがあります。また、虐待の疑いがもたれる虐待未満のケースは、かなり経験しています。

リーガルサポートの石沢委員の発言と重なりますが、例えば、利用者が女性で認知症、そして主たる介護者が息子という場合はハイリスクな家庭と捉え、さらに、その息子が未

婚の場合、さらにリスクは高い家庭かもしれないということを頭の中に置きながら支援を行います。

ケアマネジャー全員にこの認識が標準化されているかという点、そこまで至っているものではありません。そのため、このように毎年高齢者の虐待状況について、様々なデータを示していただけるというのは大変ありがたいと感じています。

虐待未満でハラハラするケースや、虐待に至ったケースを見ますと、突然その家族に虐待が発生することは極めてまれです。実はパワーバランスが単に逆転しただけであって、介護者である子供が幼少期に親からかなり苦しい思いをさせられた環境にあった、あるいは親から高圧的、管理的な態度で接せられたといった場合、そのような子供が介護する側の人となった際、人にそうした接し方しかできないということに気づかされることがあります。そのような家庭においては、家族だけで良い家族関係を継続的に築いていくことは非常に難しいことですので、社会全体で子供の頃から他者を尊重する豊かな心と言動を育てていくことが必要ではないかと考えさせられます。

虐待の背景として、「管理したい」「言うことを聞かせたいが言うことが聞いてもらえない」、そのため手や言葉が出るという場面に立ち会うことがあります。そういう場に出会った時に、その場で「そういうことはよろしくないことです」と伝えられる場合もありますが、ケアマネジャーの言葉で逆上したり、ケアマネジャーとの関係性が壊れてしまったり、逆にその場は収まってもケアマネジャーがいなくなった後に、ご本人に対して辛くあたることも想定されるため、その場でどのように伝えたらいいものか悩みます。

また、主たる介護者である同居の家族と高齢者の関係が良好であっても、時折訪問される親族がご本人に対して心理的虐待、身体的虐待をして帰っていくこともあるようで、同居する家族や主たる介護者から、高齢者にとっての子、介護者にとってのきょうだい・義理のきょうだいなどが「こういうようなことをやって、おばあちゃんがかawaiiそうなんだけど、どうしたらいいんだろう」というような話を聞くことがあります。そのご親族がいらっしゃるその時、その時間だけなので虐待にはならないのでしょうか。このように、地域や社会全体で子供から大人に成長する過程の中で、人を尊重する心と態度のあり方が学ばれていないと、そういうようになるのかなということを感じさせられることがあります。

説明資料に、介護保険の要介護の認定の中でも、虐待が多い傾向にあるのは要介護1から3の方となっています。ケアマネジャーの視点から申し上げますと、これには理由があり、要支援1、2の方は自立度が高くあまり手間がかからず、要介護4、5となると寝たきり状態のために、ある程度介護者の思ったとおり、思ったペースでの介護ができるという実態がございます。介護者の思ったとおりになってくれないのが、要介護1から3の、自己主張が可能で、自分のことが半分できて半分は介護者の支援を要する状態の方です。この認定度に被虐待者の人数が多いことは、このような理由を表しているのではないかと感じさせられるところです。

一点、要望がございます。虐待状況の中に、被虐待者と虐待者の疾患や障がいの状態をもう少し詳しくデータ化していただけないかなと思っています。

資料では認知症の方は確認できますが、医療依存度の高い方や難病の方がどうなっているか、高次脳機能障がいを持たれた方など、長期的な障がいを持つ方が多いのではないかという印象を現場では感じております。可能でしたら、そういった情報も今後作成していただけると支援の際のリスク管理につながるものと思います。

(事務局)

ご提言いただきました点については、この場で即答いたしかねますので、来年度調査に向けて検討してまいりたいと思います。

(長岡委員)

山形県内の地域包括支援センターは75か所ございますが、その中の47か所が当協議会に加入しています。正会員、非会員にかかわらず、当協議会では地域包括支援センターの研修会や情報交換会などを行っております。

先ほど人権擁護委員連合会の黒木委員から、虐待の早期発見・未然防止などの部分は地域包括支援センターと連携してとのお話をいただきました。また、山形地方法務局の松田委員から養護者支援が大事とのお話をいただきましたので、研修会などの機会を活用し虐待防止の啓発を行ってまいりたいと感じたところです。

当協議会は、山形県地域包括ケア総合推進センターを受託しております。地域包括支援センターの新任研修や現任研修などを実施し、これらの研修においても高齢者虐待防止について触れているところでございます。推進センターで令和6年から受託しております山形県の権利擁護人材育成事業では、市民後見人の養成研修を行っており、昨年と今年と各22名程度の受講を終了しました。高齢者の虐待防止については、社会福祉士会様より講師を務めていただき、市民、県民の皆さんにも周知活動を行っているところでございます。

資料2の9ページですが、この調査項目シートの様式がどのように決まっているか承知しておりませんが、虐待対応で「虐待者との分離」で終わっています。虐待の対応のプロセスが「分離」ではなく、相談する方から始まれば事実確認や立ち入り調査など、様々な手法はありますが、緊急性の判断として分離という手段があり、これですべて終わるわけではなく次に援助の方針が決定され具体的な支援が始まることとなります。この場合、虐待を行った養護者支援があつて終結となると思いますが、資料がいつも「分離」で終わっていますので、この後養護者に対し、どのような対応がなされたのか確認できるとよいと感じたところです。

(事務局)

資料2で養護者との分離後の対応について記載がなく、養護者支援について確認できな

いのご指摘をいただきました。記載については、今後の検討とさせていただきます。

(大津委員)

本会では、県高齢者支援課から送付されておりますパンフレットを使用し、役員等々で内容を把握するという形で、虐待の内容や正しい知識を育成し「地域の中で虐待がおこっていないかよく見てください」というような地域での見守りを中心に活動を行っております。

虐待があった場合、相談窓口までつなげる力が必要になってくると考えておりましたので、その部分を強化しているところです。

私たちが発行するパンフレットの中にも、虐待についての項目を書かせていただきまして、チェックリストのような分かりやすいものを作成し、配布しているところです。

今後とも、地域の見守り活動を通して、虐待の早期発見と未然防止を行ってまいります。

(山岸委員)

精神保健福祉士の立場からと、協会代表としての立場から簡潔に述べさせていただきます。協会としましては、障がい者、特に精神障がいの方の支援に関する研修などを受託し、支援者向けの研修において虐待の未然防止に関わらせていただいております。

精神保健福祉士の立場としては、本日の資料では高齢者、障がい者のいずれにおいても、虐待の通報や相談は一定数ある一方で、直ちに虐待と認定されるケースばかりではなく、継続的な見守りや支援が必要な事例が多いことが示されていたものと受け止めております。私たちは、精神保健福祉士、医療の現場、地域という様々な場所で活動しておりますが、虐待が明確な暴力として突然起こるというよりも支援する側や家族の負担、孤立が積み重なった結果として表面化するケースが多いと感じています。

そのため、虐待が顕在化してから対応するのではなく、本人の変化だけではなく、養護者や支援者の疲弊といった背景にも早い段階で気づけるよう、あわせて私たちは関係機関につなぐ橋渡しという役割を担う専門職として機能しておりますので、今後も真摯に対応してまいりたいと思っております。

また、資料で示されている体制整備の課題を踏まえ、他団体とも今後も連携させていただきながら、権利擁護、虐待防止に関する研修等を通して、現場における共通理解、関係機関との共通理解を深めながら、予防的な取組みを継続していければと思っております。当協会として、地域全体で早期発見と予防につながる仕組みづくりにも継続して関わらせていただければと思っております。

(佐藤委員)

当会では、障がい者虐待防止等に係る取り組みといたしまして、県からの委託事業で

『障がい者 110 番』という障がい者等の権利擁護などを目的とした相談あるいは悩みに対応する相談窓口を設けております。

また、県の委託事業となりますが、市町村で任命された身体障害者相談員を対象とした研修会を実施しております。そういった中でも、人権侵害等についての内容をお話しさせていただいております。皆様からの意見などを参考にさせていただき、今後の仕事に活かしてまいりたいと思っております。

また、当協会が運営するリハビリセンターでは虐待防止の委員会や研修会を行い、風通しの良い職場づくりと虐待防止に向けて取り組んでおります。今後ともこういった取り組みを中心としながら、対応してまいりたいと思っております。

(菊地委員)

当会の特徴としましては、主に知的障がいを持つ方が多く利用される事業所が所属する団体となっております。資料 2 の 3 ページ以降にも記載されておりますが、知的障がいの方に対する虐待認定が多い状況にあり協会としても大きな課題だと感じております。全国的に令和 5 年度の結果からみても、7 割以上の方が知的障がいの方が虐待の認定をされていることを考えますと、多くの知的障がいの方が利用されている事業所としては、真摯に向き合っていく必要があると感じておりますし、これまでも取り組んできました。

先ほど他の委員から発言があったように、コロナ禍以降、主にグループホームなどの障がい者施設へ外からの風が入りにくい環境になっていると感じます。

職員の研修体制についても、協会においても独自の虐待防止研修を計画し、新任職員研修向けや中堅職員、虐待防止マネージャー、管理者に対する研修などの実施により虐待防止に取り組んでおります。

(小山委員)

資料 3 と資料 4 では、山形県が抱える課題が確認することができます。例えば、障がい者では、高齢者や児童の虐待防止ネットワーク等を一体的に実施するなど、関係団体とネットワークの構築に進めていますが、ネットワークが構築されていない市町村が一覧として確認することができます。あわせて、市町村における啓発活動を実施していない市町村が多いことや、成年後見制度の利用支援は多くの市町村で実施している一方、実施していない市町村もあることも確認できます。

警察への要請体制についても、地域により体制整備ができていないなど、市町村により違いがあることについて、再度県としても分析のうえ虐待防止会議及び関係団体へ提示されてはいかがでしょうか。

また、市町村における成年後見制度に関し、市町村の申し立て件数は高齢者 84 件に対し、障がい者は 8 件であることが確認できます。知的障がい者の県大会、東北大会、全国大会においても、最近は当事者である本人の意向も反映されることを目標にしているとこ

ろです。

(事務局)

権利擁護全般に関することですが、市町村によって取り組みに差があることは数年来の課題ととらえています。私たちもその差をなくしたいと考え取り組んでおるところです。本日の会議資料を県のホームページで公開し、市町村と共有のうえ働きかけてまいりたいと思います。

障がい者虐待における市町村の虐待防止体制については、高齢者の取組と比較し、整備が遅れていると感じています。引き続き市町村支援に努めてまいります。

(齊藤委員)

山形県社会福祉事業団では、平成 23 年度から山形県障がい者虐待防止・権利擁護研修事業を受託しております。実施状況については、参考資料 2 の 7 ページのスライド記載のとおりです。

障がい者虐待は、加害者の当事者職員だけの問題ではなく、組織としての仕組みや人材育成においても様々な課題があると感じております。虐待を繰り返すことがないよう、全力で取り組んでまいりたいと思います。

研修事業の実施について触れさせていただきます。県からの委託により、厚生労働省が示した障がい者虐待防止・権利擁護研修の標準カリキュラムに基づき研修会を実施しました。研修会では、国研修を修了した方々を講師及びファシリテーターとしました。今後反省点や課題を洗い出し、次年度の研修をより充実させてまいりたいと思います。

当該研修の課題のひとつとして、国研修の受講者及び県研修における講師等指導者の確保がございませう。効果的な虐待防止研修の実施に向け、積極的に国研修への参加、県研修への参加を法人の皆様方にお願ひします。

(大貫委員)

警察からは 2 点申し上げます。1 つは、高齢者虐待に関することだす。警察では 65 歳以上の高齢者に対し、虐待が疑われる事案に対応した場合、加害者が養護者に該当せず、高齢者虐待防止法上の対象とはならない場合であっても、必要に応じ高齢者虐待通報票を用いて情報提供をしております。加害者が養護者に該当しない旨を記載し、市町村に情報提供を行うことで市町村と連携強化を図っているところだす。

2 つ目は、高齢者虐待、障がい者虐待両方に関してだす。警察で虐待者を取り扱った際に、虐待者が怪我をしている、暴力を振るわれたなど緊急な事態に際しては、養護者の方と被害者の方を分離する必要があります。

分離先となる親戚宅や施設の空きなどがあるところだす。分離先の調整が難しいケースも散見されませう。警察に保護できる施設があればよいところだす。そのような施設もご

ございませんので、避難に対応できるような施設などございましたらご教示いただきたいです。

(事務局)

障がい者についてとなりますが、市町村において地域生活支援拠点について着手する動きがございます。具体的な話はこれからとなりますが情報提供いたします。

高齢者においては、社会福祉施設に限らず、避難先の施設については、おそらく市町村で詳しいものと思います。例えば、養護老人ホームが考えられるかと思いますが、虐待事案に応じ個別に検討とするものと思います。

(齋藤委員) 山形市

山形県市長会として出席しております山形市福祉推進部障がい福祉課でございます。障がい福祉課長の代理で出席させていただきます。

当市の状況、取り組みについて簡単にお伝えさせていただきます。障がい者虐待の状況になりますが、通報・相談件数、虐待と判断した件数が増加傾向にあります。これは、障がい者虐待防止に向けた制度の周知や、山形市障がい者虐待防止連絡協議会における関係機関との連携強化など、虐待の疑いへの早期対応や防止に向けた取り組みを進めてきたことによるものと考えております。

今年度実施しました取り組みの一つになりますが、昨年11月に高齢者、障がい者、児童、DVの担当各課が連携し合同で周知啓発を行いました。今後も多くの方に虐待防止に関する理解を深めていただけるよう、障がい者虐待防止に係る取り組みを行ってまいりたいと考えております。

(齋藤委員) 三川町

町村会長であります町長の代理で、出席させていただきます。

私からは、町の健康福祉部門の立場からお話をさせていただきます。町では、町民に接する機会が多いため、なにより町民との信頼関係を大事に取り組んでいます。

虐待に関しては、声を上げられない方と上げることのできる方の2通りいるように感じます。

声を上げられない方に関しては、職員が自宅等への訪問を通じ、虐待の兆候に気づけるような心構えと取り組みを大事にしております。しかし、声を上げられるからといって、直ちに虐待解決に向かうかという、そうではありません。例えば、同居する娘から「出て行け」と暴言を吐かれたといった相談を受け、職員が自宅を訪問し双方の話を伺うと、2人のこれまでの関係や本音をお互い言えない場合、虐待とまでは特定できない場合があります。

引き続き、解決に向かうよう、虐待がなくなるよう取り組んでまいります。

(藤原委員)

虐待の原因にアプローチするには、情報の整理と分析が必要と思いました。例えば、高齢者虐待に関しては介護の協力者がなく、孤立した高齢の母と息子の世帯に虐待発生が多いといったことを何回も繰り返されていますが、なぜこの属性が孤立しやすいかという分析が必要だと思います。一般論や憶測ではなく、市町村で把握している情報だと思いますので、支援や介入をした際に聴き取りされている当事者の状況や想いを分析できるとよいかと思いました。

障がい者虐待も含めてとなりますが、施設内虐待のケースでは従業者や施設の状況の共通項、例えば立地や職員体制など、虐待が繰り返されているパターンがあると思います。分析については協力できる部分もあるかと思いますが、データ分析が必要の際はお声がけいただければと思います。情報をどこまで共有できるかという課題はあると思いますが、協力できるところはさせていただきたいと思いますので、今後ともよろしく願い致します。

(事務局)

さらに深い分析をとということでご助言いただきました。分析について検討してまいりたいと思います。

(座長：石垣委員)

山形県弁護士会の取組みを発表したいと思います。

弁護士会では、虐待に特化した取組みは行っておりませんが、個別案件への対応として、例えば成年後見の事案や個別に相談を受けた場合の対応等を行っております。

弁護士会では、高齢者、障がい者電話相談を無料で行っており、支援者からの相談も受け付けていますので御利用いただければと思います。

困難事案への専門職会議への弁護士派遣に応じており、特に高齢者虐待の分野では、専門職会議が県で事業化していただいていることもあり、活発に弁護士派遣を行い、法的問題についてアドバイスを行っております。

障がい者虐待の方の専門職会議については、日弁連から聞いたところだと全国的に見ても高齢者虐待の専門職会議に比べると、それほど活発ではないというのが全国的な傾向とのことです。

(3) その他

特になし
以上で協議終了

4 閉会